

# 西宮市 要保護児童対策協議会設置要綱

(目的)

**第1条** 虐待を受けている児童を始めとする要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童)の早期発見や適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援と、関係する機関の連携による組織的・効果的な対応を図るため、西宮市要保護児童対策協議会(通称みやっこ安心ネット、以下「協議会」という。)を設置する。

(業務)

**第2条** 協議会は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに要保護児童等に対する支援内容の協議・検討を行う。

(構成)

**第3条** 協議会は、別表に掲げる関係機関(以下「機関」という。)から選出された者をもって構成する。

2 協議会が必要と認めるときは、機関以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会長及び副会長の職務)

**第4条** 協議会に会長及び副会長を置き、構成員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在となったとき、又は職務を執行できなくなったときは、その職務を代理する。

4 会長、副会長の任期は、翌年度の代表者会議までとする。ただし、再任することを妨げない。

5 行政職員が会長又は副会長についている場合、人事異動等で職務から離れたときには、その役職に就いた者が職務を引き継ぐ。

(事務局)

**第5条** 協議会の事務局は、西宮市こども支援局子育て支援部子供家庭支援課が担当する。

(代表者会議)

**第6条** 協議会は、機関相互の円滑な連携を確保するため代表者会議を開催する。

2 代表者会議は、要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討及び第7条に規定する実務担当者会議からの報告を受けて活動状況の評価を行い、協議会の運営方針を決定する。

3 代表者会議には、機関の代表者または代表者が指名する者が出席する。

4 代表者会議は、毎年1回、開催する。但し、他に開催する必要が生じたときは、会長が別途事務局を通じ機関に出席要請を行う。

5 代表者会議の進行は、事務局が担当する。

(実務担当者会議)

**第7条** 協議会の活動を効果的に推進するため、実務担当者会議を置く。

- 2 実務担当者会議は、情報の収集、意見交換並びに具体的な事例の研究及び対応方法の検討を行う。
- 3 実務担当者会議は、代表者会議の構成員が推薦した者をもって構成する。但し、実務担当者会議開催の都度、同会議への出席対象機関は議題に応じて事務局で選定し、出席要請を行うものとする。
- 4 実務担当者会議への出席要請及び同会議の進行は、事務局が担当する。

(個別ケース検討会議)

**第8条** 協議会に、個別の要保護児童に対する具体的な支援の内容等を検討するための個別ケース検討会議を置く。

- 2 個別ケース検討会議は、要保護児童の状況の把握や問題点を確認した上で当該児童等の支援方針及び役割分担を決定する。
- 3 個別ケース検討会議は、当該児童に直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性のある機関の担当者により構成する。
- 4 個別ケース検討会議への出席要請及び同会議の進行は、事務局が担当する。

(機関による会議開催要請)

**第9条** 機関は、実務担当者会議及び個別ケース検討会議の開催を事務局に求めることができる。

- 2 事務局は、機関の中から前項の会議開催請求があったときは、内容を検討のうえ、必要と認めるときには第7条第3項及び同条第4項または第8条第3項及び同条第4項の規定による出席要請を行う。

(個人情報保護)

**第10条** 協議会における個人情報の取り扱い、要保護児童への支援及び保護を図るために必要な範囲内で行われなければならない。

- 2 協議会の会議参加者は、会議における個人情報を適正に管理するとともに会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補則)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。  
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。  
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。  
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。  
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。  
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。  
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。  
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。  
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。  
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。  
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。  
この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から適用する。  
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。  
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。  
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。  
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。  
この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。  
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第3条関係）

- 1 西宮市医師会
- 2 西宮市歯科医師会
- 3 西宮警察署
- 4 甲子園警察署
- 5 西宮市民生委員・児童委員会
- 6 神戸地方法務局西宮支局 総務課
- 7 西宮人権擁護委員協議会
- 8 西宮こども家庭センター
- 9 西宮市私立保育協会
- 10 社会福祉法人 三光事業団
- 11 児童養護施設 善照学園
- 12 西宮市社会福祉協議会
- 13 西宮市社会福祉事業団
- 14 西宮市立小学校校長会
- 15 西宮市立中学校校長会
- 16 西宮市立幼稚園園長会
- 17 西宮市市民局 人権推進部 男女共同参画推進課
- 18 西宮市健康福祉局 福祉総括室 地域共生推進課
- 19 西宮市健康福祉局 福祉部 障害福祉課
- 20 西宮市健康福祉局 生活支援部 生活支援課
- 21 西宮市健康福祉局 生活支援部 厚生課
- 22 西宮市健康福祉局 保健所
- 23 西宮市健康福祉局 保健所 地域保健課
- 24 西宮市こども支援局
- 25 西宮市こども支援局 子供支援総括室
- 26 西宮市こども支援局 子供支援総括室 子供支援総務課
- 27 西宮市こども支援局 子供支援総括室 子育て手当課
- 28 西宮市こども支援局 子育て支援部
- 29 西宮市こども支援局 子育て支援部 育成センター課
- 30 西宮市こども支援局 子育て支援部 子供家庭支援課
- 31 西宮市こども支援局 子育て支援部 子育て総合センター
- 32 西宮市こども支援局 子育て事業部 保育所事業課
- 33 西宮市こども支援局 子育て事業部 保育幼稚園支援課
- 34 西宮市こども支援局 子育て事業部 保育入所課
- 35 西宮市こども支援局 こども未来部 診療事業課
- 36 西宮市こども支援局 こども未来部 発達支援課
- 37 西宮市こども支援局 こども未来部 地域・学校支援課
- 38 西宮市教育委員会 学校支援部 地域学校協働課
- 39 西宮市教育委員会 学校支援部 学事課
- 40 西宮市教育委員会 学校教育部 学校保健安全課

- 41 西宮市教育委員会 学校教育部 特別支援教育課
- 42 西宮市立中央病院 管理部 医事課
- 43 西宮市配偶者暴力相談支援センター